

「介護予防・日常生活支援総合事業」令和6年4月からの介護報酬改定に伴うサービス報酬の変更

(1) 令和6年3月末までの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
訪問型サービス	① 訪問介護 従前相当サービス	訪問介護員による身体 介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき 39単位)	268単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき 77単位)	272単位(月8回まで)	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,727単位(1日につき123単位)	287単位(月12回まで)	
② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない 生活援助	事業対象者、要支援1・2		230単位(月9回まで)	●初回加算 200単位/月	
通所型サービス	① 通所介護 従前相当サービス	自立した生活に資する生活上の 支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,672単位(1日につき 55単位)	384単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,428単位(1日につき113単位)	395単位(月8回まで)	
	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		316単位(月5回まで)	
③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム (運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※350円/回(利用者負担) (週1回程度で18回)	●年間2クール実施 1クール概ね4カ月	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			事業対象者、要支援1・2	438単位		●初回加算 300単位/月



(2) 令和6年4月からの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
訪問型サービス	① 訪問介護 従前相当サービス	訪問介護員による身体 介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき 39単位)	<b>287</b> 単位(月2回まで)※	●虐待防止措置未実施減算 1% ●業務継続計画未実施減算 1% ※月途中の契約開始・解除及び 月途中の入・退院のみ
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき 77単位)	<b>287</b> 単位(月4回まで)※	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,727単位(1日につき123単位)	<b>287</b> 単位(月8回まで)※	
② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない 生活援助	事業対象者、要支援1・2		230単位(月9回まで)	●初回加算 200単位/月 ●虐待防止措置未実施減算 1% ●業務継続計画未実施減算 1%	
通所型サービス	① 通所介護 従前相当サービス	自立した生活に資する生活上の 支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	<b>1,798</b> 単位(1日につき <b>59</b> 単位)	<b>436</b> 単位(月2回まで)※	●送迎なし減算 47単位(片道) ●虐待防止措置未実施減算 1% ●業務継続計画未実施減算 1% ※月途中の契約開始・解除及び 月途中の入・退院のみ
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	<b>3,621</b> 単位(1日につき <b>119</b> 単位)	<b>447</b> 単位(月4回まで)※	
	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		<b>358</b> 単位(月9回まで)	●虐待防止措置未実施減算 1% ●業務継続計画未実施減算 1% ※送迎減算は適用なし
③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム (運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※350円/回(利用者負担) (週1回程度で18回)	●年間2クール実施 1クール概ね4カ月	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			事業対象者、要支援1・2	<b>442</b> 単位		●初回加算 300単位/月 ●虐待防止措置未実施減算 1%

介護予防ケアマネジメント費 報酬表(丹南5市町共通)

	単価(令和6年3月末まで)	単価(令和6年4月から)	サービス	ケアプラン	サービス担当者会議	モニタリング (利用者との面接)
ケアマネジメントA (従前相当)	4,380円 初回加算 3,000円	<b>4,420円</b> 初回加算 3,000円	○指定介護事業所による現行相当サービス・ サービスA(緩和した基準) ○サービスC(短期集中) ○複数サービスを利用する場合	作成あり	○	○ (3か月に1回)
ケアマネジメントB (簡略化した ケアマネジメント)	2,130円 初回加算 3,000円	<b>2,160円</b> 初回加算 3,000円	ケアマネジメントA・C以外の場合	作成あり	△ (必要時)	△ (必要時)
ケアマネジメントC (初回のみ のケアマネジメント)	1,490円 初回加算 3,000円	<b>1,510円</b> 初回加算 3,000円	○サービスB(住民主体) ○一般介護予防事業・民間事業のみ	作成なし	×	×